

第1章 本計画の基本的事項

■策定の趣旨

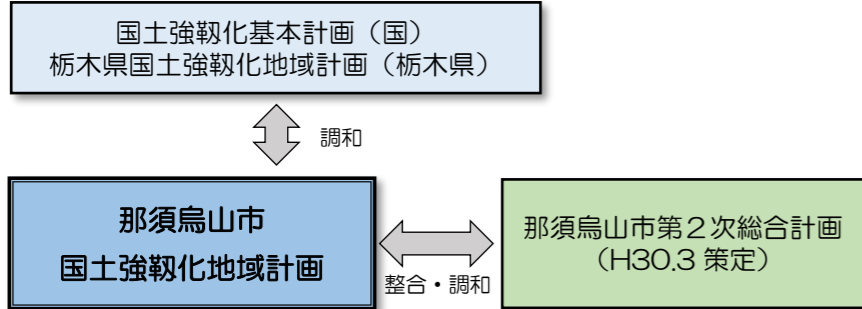
近年、気候変動の影響等により豪雨災害が頻発化、激甚化しているほか、近い将来、首都直下地震が想定されるなど、大規模自然災害への備えが大きな課題となっています。

本市においては、東日本大震災や令和元年東日本台風など、これまでも、幾度となく大規模自然災害が発生し、市民生活や地域経済に大きな影響をもたらしてきたところです。

そこで、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するため、**那須烏山市国土強靱化地域計画**（以下「本計画」という。）を策定します。

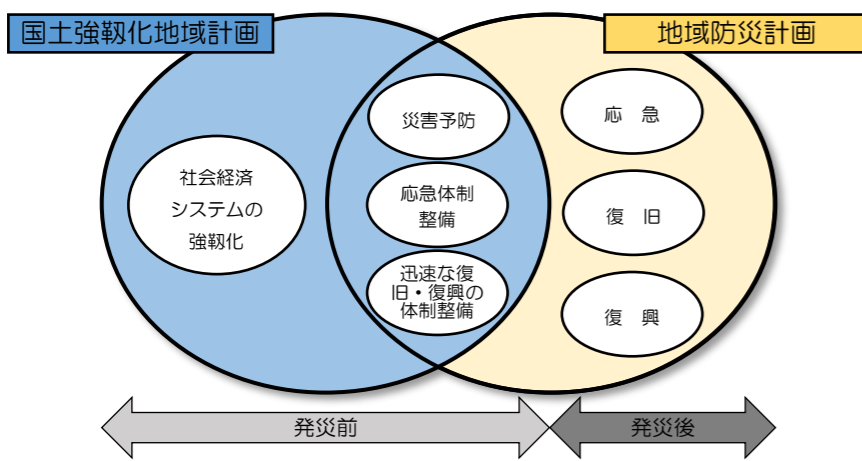
■計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国基本計画及び県地域計画との調和を保ちながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針となるものです。



■地域防災計画との関係

本計画は、本市の国土強靱化に関する基本的な方針を示した計画であることから、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」においても指針となります。



■計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 本計画の基本的な考え方

■基本理念

- いかなる自然災害が発生しようとも、
- ①市民の生命の保護が最大限図れること
 - ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
 - ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
 - ④迅速な復旧・復興に取り組むこと
- を目指して、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心なまちづくりを進めます。

■基本目標

- ①直接死を最大限防ぐこと
- ②救助・救急活動や医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること
- ③必要不可欠な行政機能は確保すること
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること
- ⑤経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

■基本方針

- ①基本姿勢
 - ・人口減少や高齢化の更なる進展、各種社会資本の老朽化など、本市を取り巻く社会情勢を踏まえた施策を推進します。
 - ・災害時にすべての市民等が円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分に配慮して対策を講じます。
 - ・自助、共助、公助を基本として、国、県、市民、民間事業者等と適切な連携と役割分担の下、施策に取り組みます。
- ②適切な施策の組み合わせ
 - ・防災拠点施設の整備や建築物の耐震化等のハード対策と、防災訓練や防災教育の実施等のソフト施策を適切に組み合わせ推進します。
 - ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時における市民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等にも資する対策となるよう留意します。
- ③効果的な施策の推進
 - ・限りある資源（人、モノ、予算）の中で、効率的、効果的に国土強靱化を進めるためには、「人命保護」を第一に優先的に取り組む施策を明確にし、選択と集中による施策の重点化を図り推進します。

第3章 脆弱性評価

■脆弱性評価の考え方

本市において想定される「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価を行います。

■想定するリスクとリスクシナリオ及び施策分野の設定

- 本市においては、近年の自然災害状況を踏まえながら、
- ①今後発生が懸念される「大規模地震」
 - ②年々発生頻度が高まっている「大雨による浸水」
 - ③大型化・強化している「台風による風水害」
 - ④「原子力災害（放射性物質の放出等）」などのリスクを想定します。
- 本市の地理的環境や地域特性を踏まえたリスクシナリオと、その回避のために必要な施策分野を設定します。→次ページに掲載

第4章 強靱化の推進方針

■施策分野ごとの推進方針

リスクシナリオを回避するために必要な4つの施策分野とそれに基づく施策39項目の推進方針を定めます。→次ページに掲載

■重要業績評価指標（KPI）

成果指標		現状値（R2）	目標値（R7）
行政機能・防災	防災情報伝達ツールの登録件数	6,368件	10,000件
	市業務継続計画の策定	未策定	策定
	食料備蓄品の確保数	652人	6,000人
都市・インフラ・環境	住宅の耐震化率	75%	95%
	道路整備の進捗率	37%	54%
	下水道ストックマネジメント計画の策定	未策定	策定
市民生活	自主防災組織における防災訓練実施数	4回 (R1は19回)	25回
	自主防災組織における防災倉庫の設置箇所数	12箇所	17箇所
	交付対象面積 (中山間地域等直接支払制度)	11ha	11ha
経済・産業	交付対象面積 (多面的機能支払交付金事業)	549ha	800ha

第5章 本計画の推進と進捗管理

■優先的に取り組む施策

限りある資源の中で、効率的、効果的に国土強靱化を推進するために優先する施策を設定します。→次ページに掲載

■各種施策の推進と進捗管理

各種施策は、各分野別計画において具体的に推進し、PDCAサイクルにより効果を検証し、必要に応じて見直しを図ります。

リスクシナリオを回避するための施策の推進方針

基本目標	No.	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)
1 直接死を最大限防ぐこと	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や密集市街地・不特定多数の方が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急活動や医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること	4-1	防災・災害対応に必要な情報通信機能の停止や情報伝達の不備
5 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
	5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
	7-3	農地・森林等の被害による荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態
	8-3	貴重な自然環境や文化遺産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態



施策分野	施策(39項目)及び優先的な施策(□の項目)	対象区分	主な取り組み
A 行政機能・防災	①防災拠点機能の確保	3-1	●災害対策本部となる新庁舎整備の推進 ●災害発生時のサブ拠点である保健福祉センターの維持管理
	②市業務継続計画の策定	3-1	●市業務継続計画の策定 ●住民情報等重要データ保全や業務継続性の確保 ●災害時の庁内協力体制構築のための訓練等実施
	③学校施設の長寿命化	3-1	●学校施設等長寿命化計画に基づく学校施設の計画的な改修・修繕
	④子育て支援施設の長寿命化・耐震化	3-1	●認定こども園の整備 ●未耐震であるこども館の存続・複合施設化の検討
	⑤非常用電源の確保	6-1	●市役所行政庁舎への非常用電源設備の設置 ●災害時における相互協力に関する基本協定に基づいた電力会社との連携強化
	⑥火災予防啓発活動	1-1	●市民への火災予防啓発活動の継続的な実施 ●消防団員の確保や資質向上など消防組織力の充実・強化
	⑦物資、資機材等の備蓄	2-1	●本市における備蓄物資の増加
	⑧近隣市町との相互応援体制の整備	2-3	●近隣市町や関係機関等との災害時相互応援に関する協定の適正運用 ●近隣市町等からの応援に対する迅速な受援体制の整備
	⑨災害情報の収集及び市民等への伝達	4-1	●防災情報伝達ツールの適正な運用 ●南那須地区におけるサイレン吹鳴システムの構築
	⑩原子力災害対策の推進	7-2	●国、県、原子力事業者等との連携による原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実
B 都市・インフラ・環境	①住宅・建築物の耐震化	1-1	●住宅の耐震診断や建替えの促進 ●不特定多数利用の公共施設の耐震化・長寿命化 ●避難路等のブロック塀等倒壊防止施策
	②老朽空き家対策	1-1	●危険空き家の所有者等への適正管理啓発・指導、情報共有化と庁内体制強化 ●対策協議会設置と空き家等対策計画の策定
	③緊急輸送体制の整備	2-1	●関係団体等との災害時輸送協力に関する協定の適正運用 ●国・県や民間企業等との連携による輸送物資等の保管場所の確保
	④土地境界等の復元を図るための地籍調査の推進	8-4	●地籍調査の推進
	⑤幹線道路の無電柱化	1-1	●県との連携による電線類地中化事業の実施
	⑥道路、橋梁の防災・減災対策	5-2	●道路施設長寿命化修繕計画に基づいた橋梁・トンネル等危険箇所の修繕 ●緊急輸送道路指定路線等の整備と維持管理
	⑦上下水道施設の浸水対策と長寿命化	6-2	●水道施設や下水道施設の浸水対策の実施 ●水道事業や下水道のマネジメント計画の策定・見直しの実施 ●水安全計画の策定・見直しの実施 ●下水道業務継続計画の定期的な見直しと適正管理の推進
	⑧農業集落排水施設の長寿命化	6-2	●施設の機能診断調査を踏まえた「農業集落排水事業最適整備構想」の策定 ●下水道業務継続計画と一体的な計画の策定
	⑨治水対策	1-2	●国や県との連携のもと「那珂川緊急治水対策プロジェクト」に基づく霞堤整備と防災集団移転の実施
	⑩河川管理施設の維持管理、点検	1-2	●市が管理する樋管などの河川管理施設の維持管理、施設の長寿命化対策の実施
環境	⑪土砂災害対策	1-3	●迅速な住民避難行動のための洪水・土砂災害ハザードマップの活用 ●県と連携した急傾斜地崩壊対策の推進
	⑫孤立想定地区の把握及び対策	2-2	●那珂川左岸側等の孤立可能性がある地区の把握 ●孤立する可能性がある地区までの主要道路のパトロールと代替道路の検討
	⑬自然環境や文化遺産の保全、資料の保管	8-3	●文化財保護事業・文化財調査事業の推進 ●自然環境保護等に取り組む関係団体への活動支援
C 市民生活	①地域消防力の向上	1-1	●消防団員の定数見直しや分団部統合等の組織の強化・再構築 ●消防車両や消防施設の更新・新設、装備品等の配備 ●自主防災組織が開催する防災訓練への支援 ●自主防災組織への防災倉庫の設置や防災資機材の配備
	②防災意識の啓発、防災教育の実施	1-1	●ハザードマップを活用した防災意識の啓発 ●園児・児童・生徒・教職員・防災上重要な施設の管理者等への防災教育の実施
	③医療関係機関との連携強化	2-4	●医療関係団体との協定締結と訓練実施 ●広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用 ●民間輸送団体との連携による迅速な医療関係物資の輸送体制の構築
	④避難所等における感染症予防対策	2-5	●新型インフルエンザ等感染症対策としての避難所設置訓練の実施、物資や資機材の備蓄、予防に係る啓発活動の推進
	⑤被災者の健康管理	2-5	●必要に応じて栃木県災害福祉支援チーム(DWAT)への要請を依頼するなど、「災害福祉広域支援ネットワーク」の整備推進 ●交通事業者や民間事業所等の連携による帰宅困難者の受入体制の検討
	⑥避難行動要支援者名簿の作成、活用	4-1	●名簿登録者の情報提供に対する同意の促進 ●対応マニュアル、個別計画の作成
	⑦健康弱者の把握	4-1	●ハザードマップを活用した災害リスクの高い地域や健康弱者の把握 ●乳幼児健診等の機会を利用した災害リスクの意識啓発
	⑧有害物質等の拡散、流出対策	7-2	●市内工場等の有害物質の使用実態等の把握 ●異常事態等に関する情報収集と連絡体制充実、緊急時モニタリング体制の強化
	⑨災害廃棄物の処理方針の策定	8-1	●災害廃棄物等の分別方法と処理見込み量の把握、仮置場の確保 ●有害物質を含む廃棄物の処理方法の検討
	⑩災害ボランティアの活動体制の強化	8-2	●社会福祉協議会の災害ボランティアセンターとの連携による研修、訓練等の活動支援や情報共有の促進
D 経済・産業	①市内事業者の災害対応力の向上対策	5-1	●国・県や関係機関との連携による事業者の防災意識の啓発 ●防災マニュアルや事業継続計画の策定等の促進
	②ライフライン関係機関との連携・協力体制の整備	6-1	●電気、ガス、水道、電話等通信機器などのライフライン関係機関との災害時相互協力協定に基づく連携体制の強化 ●栃木県石油商業組合など新たな関係機関との協定締結の促進
	③迂回路となり得る農林道の整備	5-2	●平時からの路線の安全管理の実施 ●損傷箇所の迅速な補修工事の実施
	④農林業に係る生産基盤施設の災害対応能力の強化	5-3	●関係機関との連携による生産基盤施設(揚水機、水路など)の老朽化の状況把握と長寿命化対策の推進
	⑤ため池の点検、整備等	7-1	●ため池の定期的な点検とハザードマップの作成、ため池ごとの施設長寿命化計画の策定、整備の推進
	⑥農地、森林の保全	7-3	●地域の共同活動による農地、農業用施設の保全活動促進 ●荒廃した森林の整備